

## 令和7年 第12回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和7年11月25日（火） 午後1時20分～午後2時53分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 井上 豊	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美
	4番 須藤 房二	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦
	7番 枝植 正	8番 真砂 幸光	9番 田中 錦也
	10番 橋本 一男	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明
	13番 塩谷 幸生	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請審議について (県知事許可分)
日程第 7	議案第5号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	庶務兼農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

### 会議の概要

議長 ただいまから令和7年第12回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題といたします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、

議長から指名することに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1番井上豊委員・16番伏田再子委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をさせていただきます。

令和7年10月27日開催の第11回総会で許可相当の議決案件、5条関係18件につきましては、令和7年11月17日付で許可書を交付いたしました。

令和7年度農業まつりが11月8日に安中市のJA碓氷安中本所で行われ、丸山会長が来賓として出席されました。

群馬県農業会議の第8回常設審議委員会が11月17日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

報告は以上でございます。

議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひいたします。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の2番です。この土地は、〇〇、その信号の横に〇〇の〇〇といいます施設なのですけれども、その左上のところの土地です。平らなところならいいのですけれども、段になっていまして、その上が〇〇の開発地域と〇〇地域の一角になっています。現地で見ましたところ、家の間に農地が少し残っているところというところで、この本人の方も移住をしてきて農業をやりたいという話ですので、特に問題はないと思います。かえ

って推奨したいぐらいの話ですので、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の1番のところですが、現地見てきたのですが、家が結構混んでいるところなのですが、その裏でですね、ちょっと日陰になる部分もあって、草がぼうぼう生えているところもあって、農地としてあまりいいところではないのですが、いずれにしてもそのまま放っておくわけにいかないということで、○○さんが買い受けということで、何とかうまく耕作してくれるのでないかなと思っております。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法第3条の許可申請書の3番です。申請地は○○というところで、○○に近いところにあります。その土地は遊休地であり、その前に隣が改築中で移住予定になっているところです。県外の人なのですがれども、取りあえず畠を作付するそうです。特に問題ないと思われます。  
以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 11月20日に実施されました営農型太陽光申請に係る4条申請2件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の7件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひいたします。

4番。

4番委員 4番です。議案第2号の農地法第4条、4番です。この場所は、県道と市道と交わる角地にありますて、入り口というのは別にここはないです。その手前が市の、いわゆる宅地としての転用で登録になっております。その一番奥の県道に寄ったところの一部のところでありまして、全然問題はないと思いますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の許可の申請の2番ですけれども、営農型太陽光発電用地の継続申請です。現場確認をしました結果、下部には、この申請理由と同じようにみようがの栽培がなされていまして、今年の稻わらの運搬もされて、継続作業が進んでいるということを確認しました。審議の参考にして、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第2号、農地法第4条の許可申請書の5番と6番です。

まずは、5番の申請地は〇〇、〇〇、〇〇北50mぐらい北側にあります。相続により取得した土地なのですけれども、許可申請を得ないまま住宅と倉庫を建設されているのが判明したので、一応始末書を出していますので、特に問題

ないと思われます。

引き続き、許可申請の6番です。申請地は、農地法第3条の許可申請書の3番で述べましたが、〇〇であります。やはり相続するのが昭和20年代、もう古いですけれども、宅地利用としていたのですけれども、一応現状のままで特に問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の中の3番と7番です。

3番は、先ほど出た農地法第3条申請の関係のことなのですが、畠だということで分からぬいで車庫、納屋用地として実際使っていたということで、始末書も添付されていますので、それと周辺の農地とは特に関係するところありませんので、始末書添付でありますので、よろしくお願ひいたします。

それと7番ですが、7番は〇〇という〇〇の社屋の裏の法面、裏は広く畠になっているのですが、その最後の社屋のところが急な法面になっていまして、これが畠だったよということなのですけれども、これをいすれにしても耕作できるような斜面ではなくて、かなり急で、大雨なんか降るとぼろぼろと崩れそうなところで、何とか転用したいということで、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番。

農地法第4条の1番の案件になります。こちらは2回目の更新になるのですが、皆さん現在班長さん現場を確認していただいたとおり水稻がしっかり作付されておりまして、毎年収穫量の報告もされておりますので、継続の方向でぜひよろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場

合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番から7番の3件、以上合計7件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 11月20日に実施されました申請面積1,000平米以上に係る5条申請7件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから4ページ記載の12件及び議案書5ページ記載の計画変更1件の計13件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひいたします。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号の農地法第5条の4番になります。これは畠なのですが、県道よりもちょっと下にある畠として、東側と西側が両方ともコンニャクを作り付けしているような状況であります。特に太陽光を作るにあたって問題はないと思いますので、審議の参考にお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条関係の1番、6番、9番、10番です。1番の申請地につきましては、南側が住宅、西側は一つ農地を挟んで住宅、北側のほうは農地、その農地は小さい柿の木が数本植わっている程度の草地であります。この奥は住宅になっております。東側は市道となっております。したがいまして、周囲は宅地化が大分進んでおりまして、営農に与える影響はな

いと考えます。審議の参考にしてください。

それから、6番の申請地につきましては、南側の農地に太陽光を設置するに伴い、出入口、それから資材置場として一時転用3か月予定するもので、周囲に影響を与えることはないと考えますので、審議の参考にしてください。

それから、9番の申請地、これについては班長の皆さんと現地調査を行っております。西側は市道が広がり、北側は背後に崖がありまして、手前は塀があつて空き家があります。南側については住宅、東側については鍵の手に農地が広がっておりますが、営農に与える影響はないと考えますので、審議の参考としてください。

それから、10番の申請地、これにつきましては西側から南側にかけまして農道が通っております。割としっかりした農道が通っております。北側と東側は大きな木が茂っておりまして、そういう状況なので、農地等に与える影響はありませんので、審議の参考としていただければと思います。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。議案第3号、農地法第5条の8番です。申請地は畑であります、今現在梅の木が3本ほど植えてありました。雑草は刈り取られており、整地された土地であります。畑としての耕作は現在していない場所であります。太陽光発電として施工するということで、周辺住民には個別的に説明することあります。また、市道側に太陽光が設置されることから、隣接する畠には素掘り側溝を施工することで影響ないと思われますので、審議の参考としてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の許可申請の5番です。申請理由は、露天の駐車場用地ということです。周囲は南、それから東側に畠地として耕作されていまして、転用されても、この南と東側には畠地があるのですが、そこで栽培されている野菜についての影響は全くないかというふうに考えますので、審議の参考になれば。よろしくお願ひします。

議長 8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条の3番です。なお、これは計画変更1番と関連しております。場所は、〇〇から〇〇を挟んで南側の土手といいますか、山といいますか、その上のところにあります土地です。正直私、地元なわけですけれども、分かりにくいです。〇〇さんがちょっと写真をつけて参考にということで、教えてもらいましたけれども、この人はこの場所で前に修理工事を何かをしたところ、こちらに移ってやっております。非常に分かりにくいところなのですけれども、場所を見たり周りの農地、それから住宅を見ていますと、この場所であれば問題はないと思われます。計画変更のほうも、物置、露天駐車場用地ということありますので、問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案書の3ページ、議案第3号、農地法第5条の上から2番目です。2番、現地を確認してきた報告をします。11月23日に現地に行って確認してきました。〇〇の〇〇通っているところからちょっと入ったところの場所なのですけれども、特に問題はありません。  
ちなみに、さっき「もとまち」って案内があったのですけれども、恐らく後で確認してもらえば分かると思うのですけれども、「ほんちょう」が正解だと思うのです。

以上です。

議長 後で確認しておいてください。

ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請のうちの11番です。ここは見てきた感想からいきますと、道路の1mないし1m50ぐらい下の段になる、これは家の庭みたいなのです。今、地目上は畠、宅地になっていますが、畠にはしていないような感じで、庭があって、一部駐車場で現在使っているような土地です。

それで、ここは実は広く土石流の警戒区域になっているのです。扇状に小さい沢が上流入っているのです。土石流の警戒区域ということで色分け、カラーリングされたエリアです。それで、さらにこの図面を皆さん見ていただくと〇〇、ってちょっと大きな文字で、横文字で書いてある〇〇ぐらいのところが特別警

戒区域になっているのです、土石流、斜面の。ということで、災害が過去、これ土石流があったところかなという感じで見てきたのです。小さな沢が入っている。ただし、本来であればこういうところは、太陽光はつくるのはいかがなものかなと思うのですが、これは予定している場所は道路より下で、土石流の警戒区域の扇状のエリアの北のほうなので、むしろこれ上からの土石流はここは、来た場合は太陽光は流されてしまうよというようなところです。ですから、太陽光をつくるには差し支えないのですが、そういった危険のあるところだということで、太陽光をつくることによってこのエリアが危なくなるのではなくて、その逆ですね。ということで見てきました。参考にしてください。

議長 12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法第5条の許可申請の12番です。申請地は、先ほど申しました第3条の3番の隣の畠です。やはり遊休地であり、そのほか今現在改築中の人人が移住してドッグラン用地として利用予定になっております。一応審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第3号、農地法第5条の7番になります。こちら農地区分が3種農地ということになるのですが、場所とすると○○の駐輪場と○○へ入っていくための道があると思うのですけれども、それに挟まれた田んぼになります。本来立地とすれば1種農地なのですが、ここ○○を建てるときに用途地域の指定はもう既にされていて、3種農地になっていますので、心情的には反対なのですが、反対する理由がないので、しかたなく賛成しました。周辺農地への影響はないと考えます。

以上、審議の参考にお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ、打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場

合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、併せて計画変更1番の計5件、2班に5番から8番の4件、3班に9番から12番の4件、以上合計13件を付託します。

次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請審議について（県知事許可分）を議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 最初に、11月20日に実施されました転用面積1,000平米以上に係る5条申請の県知事分の1件の現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第4号、農地法第5条（県知事許可分）の申請は、議案書6ページから7ページ記載の1件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第4号、農地法第5条の1番です。この件については、〇〇の西側の隣になりました、私、〇〇のほうからの関係がありまして、これについて審査してきたわけでございますが、安中市の〇〇のほうから申請が出まして、この土地については34筆の6万2,946平米という膨大なところでございまして、〇〇といたしましても優良農地を守るというような観点から検討してはきたのですが、現在の農業行政が、またこの立地に関して〇〇の〇〇、また〇〇のちょうど中間にあるということで、土地開発には市の発展の関係からも、〇〇に伴う地区除外については適当であるということで、〇〇のほうでも3回にわたりまして審査した結果、適法であるということで、またこの土地のちょうど中間に5枚ほど田んぼが残るのですが、この田んぼについては、この田んぼの周りに道路を造って排水を敷地の中で何とか排水ができるように〇〇のほ

うでやりますということありますので、この5枚の田んぼについては田として耕作ができるという状態でありますので、申請については適法であるということを考えておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。

4番 4番。

4番委員 私も23日にこの現場を見てまいりました。皆さん見てもらうと分かりますけれども、その中の5筆四角く囲われていますね。この部分が、要するに農地として残るというところ。今も3番さんから言わされたように、私もそこを用排水路、用水と排水路はどういうふうになるのかなというような感じに思ってみてはいるのですけれども、今の話を聞いて、しっかりとした用排水路をつくるということであれば問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 こちらに関しては、本日安中市の〇〇の職員さんを説明で呼んでありますので、そちらのほうで詳しく聞いてください。

ほかになければ審議を打ち切ります。

それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第4号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班の審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番の1件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:10)

(書類審査)

(再開午後 2:28)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき議案第4号、農地法第5条関係の1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

- 委 員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認め、議案第4号、1番の案件申請者から説明を求めます。  
(議案第4号1番案件申請者入場・着席)
- 事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。
- 1番申請者 ○○の○○と申します。私は、○○の業務のほうも兼務しておりますので、私のほうから説明させていただきたいと思います。
- それでは、場所についてなのですが、○○の南側約120mの場所に位置します。現在、○○の○○がありまして、それをさらに西側へ拡張する造成事業となっております。これまでの経過としましては、本地区につきましては令和元年ぐらいから話が出ておったようですけれども、調整に時間を要しまして、令和6年2月21日に安中市の農林課より農振除外決定の通知を受けまして、令和6年4月1日に用途地域の変更告示を行っております。○○としましては、令和6年4月2日に○○より事業を進めていただきたいという旨の事業推進依頼を受けまして、現在事業を進めているところです。
- 事業の内容についてですが、お手元にお配りしております公図がもしあれば、公図を御覧いただければと思うのですが、地権者の人数は28名いらっしゃいます。筆数は34筆あります。農地の面積は合計で6万2,946平米で、地目は全て田となっております。一部ご賛同いただけなかった部分もあるため、形としてはコの字型のような造成の計画となっております。
- 計画の内容についてですが、お配りしております計画図のほう御覧ください。皆様にお配りした図面については、新設工場区域と既存の工場区域を合わせた全体の完成形を示しております。申請につきましては、公図に合わせた新設区域のみで行います。図面中央の上部に朱書きで旗上げしておりますが、図面左側が第1工区で新設区域となります。既存の既設工場を含めて開発区域、面積が約7.29haとなっております。図面右側の第2工区と示してある部分が既存の区域であります、約4.73haとなり、全体で約12.02haとなります。
- 図面の着色がちょっと分かりづらくて大変申し訳ないのですが、新規区域の中には既存の市道が南北方向に1本、東西方向に2本ありますが、今回の開発によって廃止となります。図面で明るい灰色で着色されているものにつきましては場内通路となりますので、一般の方は通行できません。東西方向の市道につきましては、図面の最下部に○○の北側に沿うように付け替えの道路を設ける

予定となっております。また、図面左側にあります着色されていない南北に通る市道につきましては、当時は拡幅の計画もあったのですが、大型車両等の通行がないようにと地元に配慮した形となりまして、○○さんも基本的にはそちらの道路は使わないという形になっております。コの字型に残った田については、管理用の通路が必要となりますので、田の北側にある既存の市道を利用して周回するように道路を設置いたします。また、残存する田への用水路につきましても、田を周回する道路の設置に合わせて用水路も切り回しを行い、図面の左側に緑色で着色された中に、ちょっと見づらいのですが、青色で塗られたものが用水路になりますが、南側に流れ、○○に沿うように東側に流れて、最後放流されます。これにつきましては、○○の河床、川底が浅いために○○への放流箇所がこのような位置になっているということで確認しております。本事業について用水路の切り回しが行われるため、用水路の草刈りなどの管理につきましては、○○のほうでやっていただくということで確認を取っております。工事の造成工事としましては、場内に盛土及び排水路の設備、図面に青色で塗られています調整池等の設置までを行います。場内の建物の配置等につきましては、造成完了後に○○が検討するため、現時点では決まったものは特にございません。

以上が事業の内容になります。よろしくお願ひいたします。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問がある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第4号、農地法第5条の1番ですが、この件については本来、この真ん中にある線から右側が第1期で話がありまして、ちょうど真ん中、この5枚が田んぼとして残るわけでございますが、先ほど説明の中で排水を工場の真ん中まで引っ張ってきて排水することになりますが、距離が大分ありますので、この管理についても○○のほうでやっていただくということになるということでおろしいですか。

1番申請者 一応法面ができまして、その中に用水路ができるような形になりますので、草刈りに関しては○○のほうでやっていただくということを確認しております。当然草刈ったものが中に入ったりすれば、それは○○さんのほうで上げてもらうような形になると思います。その辺りにつきましても、○○さんのほうに今後もお願いしていく形で確認していくかと思います。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。今日はご苦労さまです。まず聞きたいのは、この図面がよく分からぬのです。丸がいっぱい入っている、これは何ですか。

1番申請者 これは消防水利の関係で、消火栓が届く位置を丸で囲んでいます。全ての工場内の消火ができるように消火栓の配置も検討してあります。ちょっと分かりづらくて申し訳ないのですけれども、そういった図面になります。

15番委員 分かりづらいというか、全然図面の説明がなっていないのです。

それと、あと高低差がこの図面では感覚的に分からぬのですけれども、残ったコの字型の5筆を切るような断面、これをつけてもらいたいのですけれども、よく分からぬのです。それと、あと○○はどっちにあって、そこに至る排水路はどうなっているのか。何か色で区分けしてもらわないと分からぬのです。横断面、縦断面と、高低差が分からぬ、この造成する高さがどのくらいのレベルになって、調整池が2か所あるのでしょうかけれども、調整池はともかくとして、高低差が分からぬです。

議 長 15番、すみません。その質問の内容はちょっと農業委員会の農地という視点から逸脱しているので。

15番委員 逸脱していません。こんなのだって、わけの分からぬ図面持ってきて。

議 長 図面の説明というのは、これはこれで我々はそれ以上のものを求めているものではないので。

15番委員 いやいや、これ資料として出してきているのですから、我々委員が分かるよう図面を提供してもらいたいということで言っているわけです。

1番申請者 造成高についてですが、横断図がなくて大変申し訳ないのですけれども、既存の田んぼについてはもちろんいじらない形になりますし、新設する周回する道路についてもその田んぼを管理する道となりますので、そこに関しても田と同じ高さになります。全体としますと上のほう、図面向かって上のほうが既存の県道になるのですが、田んぼ、若干埋める形になりますので、今の田んぼを埋める高さが県道に近いほうで高くて90cmぐらいになろうかと思います。この図面中央ぐらいでいくと恐らく10cm、細かいところで多少の誤差はあります、10cmとか20cmぐらい、○○のほうに向かっても多少埋めるのですが、30cm、そのくらいの盛土の計画になると思います。

○○に対しての放流なのですが、図面真ん中の下部に青色で示してある調整池、

ちょっと図面小さくて見づらいのですが、これが調整池になります。そこで○○に場内から出た水を一時貯留して放出する排水溝が1本、あと先ほど説明させていただきました田んぼを周回してずっと南のほうに流れ○○のほうに排水する用水路からの排水が1本という形になります。

以上です。

議長 よろしいですか。

15番委員 よく分からぬけれども、しようがないです。

議長 ほかにありますか。

16番。

16番委員 16番です。お疲れさまです。この字型に残ってしまった農地なのですけれども、まだこれからここ買収のそういう交渉とか続けていかれるのですか、それともこれはもう諦めてこの字型でずっといこうという、そういうお考えなのでしょうか、どうなのでしょう。

1番申請者 この部分に関しましては、この田を持っている方が、この図面の切れている西側に自宅がございまして、近くまで工場用地が来るのがちょっと嫌だということで反対の意向を示されています。○○としましても、これで一度反対ということで受け止めているので、今後ここを買収するということはないというふうに今の時点ではおっしゃっています。なので、用地交渉についても継続することはないということです。

議長 4番。

4番委員 4番です。今日はご苦労さまです。排水路、農地を周回する道路の、そこができるということですね。側溝で恐らくできると思うのですけれども、この図面見てみると、ちょっと分かりにくいのだけれども、その一番末端はどこに取りつけるわけなので、排水路の。この農地から出てすぐです。そのところはどの辺。会社の中のあれですか、道路用地か何かの排水路へ入っていくのですか。

1番申請者 用水路に関しては、道路側溝とは別で設ける予定になっておりまして、図面に白く抜かれているところについて、ちょっと見づらくてすみません。そのちょっと上のところに、白抜きの中に青い線があるのが用水路になりますので、工場の用水とは全く別で経路を持っています。その水が西のほうに流れて、ずっと南のほうへ流れて○○に合流する形になります。

4番委員 ということは、吸水口は北側から吸水で入って、南側が排水路ということで、

南側を通った排水路が西側へ流れて、この白くやっているところへ入っていく、そういう計画ですね。

1番申請者 おっしゃるとおりです。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

どうもご苦労さまでした。

(議案第4号1番案件申請者退出)

議長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:42)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:42)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 11番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、2番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班

1班班長 11番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

2班

2班班長 13番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番から4番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

3班

3班班長 9番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、5番から7番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 11番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から4番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

次に、1班に付託された議案第3号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、5番から8番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、9番から12番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第4号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。  
2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第4号、農地法第5条関係（県知事許可分）は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第4号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（県知事許可分）は審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、農地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和7年11月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書8ページ1、中間管理権設定関係記載の1番から5番及び賃借権又は使用賃借権による権利の設定関係1番から3番の計8件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願ひします。

委 員 なし。

議 長 なければ打ちります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第12回農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時53分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年11月25日

安中市農業委員会会長

1番委員

16番委員